



県 章

滋賀県公報

平成 29 年（2017 年）
5 月 17 日
第 4304 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 告 示

保安林予定森林の通知（森林保全課）	1
解除予定保安林の通知の変更の通知（森林保全課）	2
保育士の登録の申請に対する審査の手数料等の徴収事務の委託（子ども・青少年局）	2
特定計量器定期検査の実施（計量検定所）	2
道路区域の変更（道路課）	3
道路の供用開始（道路課）	4
土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	5
一般競争入札の公告（高校教育課）	8
随意契約の相手方決定の公告（管理課、教育総務課）	10

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告（湖北）	10
土地改良区役員退任および就任公告（高島）	10

○ 土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）	11
------------------------------	----

○ 教育委員会規則

※滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則（特別支援教育課）	12
--	----

○ 病院事業庁公告

一般競争入札の公告	12
-----------	----

告 示

滋賀県告示第237号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成29年 5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 保安林予定森林の所在場所 東近江市黄和田町字大足谷410-1、411-1、411-2、412から414まで、415-1、416から430まで、431-1、432、433-1、434から441まで、442-1、443から482まで、483-1、483-2、484、485-1、485-2、485-4、485-5、485-7、486-1、486-2、486-4、486-6、487-1、488-1、488-2、489-1、489-2、489-42
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第238号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 犬上郡多賀町大字河内字奥山743-150・740-151・743-156・743-157・743-159・743-160・743-163・743-165・743-168から743-170まで(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、743-152から743-155まで、743-158、743-161、743-162、743-164、743-166、743-167
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面およびその関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第239号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条後段の規定に基づき、平成元年滋賀県告示第74号(解除予定保安林の通知)で告示した通知の内容を次のように変更する旨、農林水産大臣から通知があった。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 変更後の解除予定保安林の所在場所 米原市大久保字野田山1632-12・大平寺字赤岩125(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 鉱業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第240号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、保育士の登録の申請に対する審査の手数料、保育士登録証の書換え交付の手数料および保育士登録証の再交付の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託の相手方 社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麴町一丁目6番地2
- 2 委託事務の内容 保育士の登録の申請に対する審査の手数料、保育士登録証の書換え交付の手数料および保育士登録証の再交付の手数料の徴収事務
- 3 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第241号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日(彦根市、長浜市、近江八幡市および東近江市にあっては、検査期日の初日)以後60日以

内に実施する。

平成29年 5月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
日 野 町 の 区 域	6 月 26 日 (月)	日野町林業センター
竜 王 町 の 区 域	6 月 27 日 (火)	竜王町役場水防倉庫
東 近 江 市 の 区 域	6 月 29 日 (木)	東近江市永源寺支所車庫
	6 月 29 日 (木)	東近江市湖東支所駐車場
	6 月 30 日 (金)	東近江市ぶらざ三方よし
	6 月 30 日 (金)	東近江市蒲生支所公用車庫
	7 月 3 日 (月)	東近江市本庁公用車庫
	7 月 4 日 (火)	東近江市能登川支所車庫
長浜市（平成21年12月31日現在における伊香郡の地域を除く。）の区域	7 月 5 日 (水)	六荘まちづくりセンター正面玄関前
	7 月 6 日 (木)	南郷里まちづくりセンターテラス
	7 月 10 日 (月)	長浜市役所湖北支所北側公用車庫
	7 月 11 日 (火)	長浜市役所虎姫支所自転車駐輪場
	7 月 13 日 (木)	長浜市役所旧びわ支所公用車庫
	7 月 14 日 (金)	長浜市役所浅井支所公用車庫
	7 月 18 日 (火)	長浜市役所本庁舎文書・倉庫
彦 根 市 の 区 域	7 月 20 日 (木)	J A 東びわこ旧河瀬支店
	7 月 20 日 (木)	彦根市役所稲枝支所
	7 月 21 日 (金)	彦根市福祉センター
	7 月 21 日 (金)	高宮地域文化センター
	7 月 24 日 (月)	彦根市役所
近 江 八 幡 市 の 区 域	7 月 25 日 (火)	安土コミュニティ防災センター（1階情報交流室）
	7 月 25 日 (火)	武佐コミュニティセンター（玄関ホール）
	7 月 27 日 (木)	桐原コミュニティセンター（玄関ホール）
	7 月 28 日 (金)	近江八幡市役所西別館（市役所西別館前車庫）

2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

滋賀県告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成29年 5月17日から平成29年 5月31日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成29年 5月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
			変 更 後	最 小 10.5m ゝ 最 大 15.3m	89.5m	道路改良工事 （橋梁架け替 え）に伴う道 路区域の変更 （歩道橋を廃

県道	南郷桐生草津線	大津市中野三丁目字川向250地先から	変更前	(歩道橋) 最小 3.3m }	89.5m	道し、拡幅した道路橋に歩道を設置)
		大津市中野二丁目字前田294地先まで		(車道橋) 最小 4.5m } 最大 12.3m		
国道	421号	東近江市小脇町字寿1213番3地先から	変更後	最小 12.6m } 最大 35.2m	60.0m	交差点改良工事に伴う道路区域の変更
		東近江市小脇町字寿1213番1地先まで	変更前	最小 12.6m } 最大 32.2m	60.0m	
県道	小脇西生来線	東近江市小脇町字寿1213番1地先から	変更後	最小 13.0m } 最大 21.5m	36.9m	交差点改良工事に伴う道路区域の変更
		東近江市小脇町字寿1410番1地先まで	変更前	最小 15.5m } 最大 20.0m	48.6m	

滋賀県告示第243号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成29年5月17日から平成29年5月31日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
南郷桐生草津線	大津市中野三丁目字川向250地先から 大津市中野二丁目字前田294地先まで	平成29. 5. 17	L = 89.5m
国道421号	東近江市小脇町字寿1213番3地先から 東近江市小脇町字寿1213番1地先まで	平成29. 5. 17	L = 60.0m
小脇西生来線	東近江市小脇町字寿1213番1地先から 東近江市小脇町字寿1410番1地先まで	平成29. 5. 17	L = 36.9m

滋賀県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に

より、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年 5月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中原 7055	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成29年 5月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善守山店 守山市古高町388番地ほか19筆
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一 ほか4者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武 ほか4者
- 3 変更年月日 平成29年 3月 1日
- 4 変更の理由 代表者変更のため
- 5 届出年月日 平成29年 3月27日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
 - (2) 縦覧期間 平成29年 5月17日から平成29年 9月19日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成29年 9月19日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成29年 5月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善野洲店 野洲市栄5-3ほか7筆
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一 ほか1者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武 ほか1者

3 変更年月日 平成29年3月1日

4 変更の理由 代表者変更のため

5 届出年月日 平成29年3月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 平成29年5月17日から平成29年9月19日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年9月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があつたので公告する。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善石部店 湖南市石部東六丁目1-7ほか10筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一 ほか3者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武 ほか3者

3 変更年月日 平成29年3月1日

4 変更の理由 代表者変更のため

5 届出年月日 平成29年3月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 平成29年5月17日から平成29年9月19日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年9月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 株式会社丸善彦根店 彦根市小泉町701ほか7筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一 ほか2者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武 ほか1者

3 変更年月日 アについては平成29年3月1日、イについては平成28年2月20日および平成29年3月1日

4 変更の理由 アについては代表者変更のため、イについては退店および代表者変更のため

5 届出年月日 平成29年3月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 平成29年5月17日から平成29年9月19日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年9月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成29年5月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アストパワーセンター 犬上郡豊郷町沢250-1ほか43筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 市田義一 ほか6者

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社丸善 犬上郡豊郷町大字沢338 代表取締役 木村武 ほか6者

3 変更年月日 アについては平成29年3月1日、イについては平成28年3月5日、平成28年11月12日および平成29年

3 月 1 日

4 変更の理由 アについては代表者変更のため、イについては店舗入替および代表者変更のため

5 届出年月日 平成29年 3 月27日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375番地

彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号

愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町安孫子825番地

(2) 縦覧期間 平成29年 5 月17日から平成29年 9 月19日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成29年 9 月19日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

一般競争入札の公告

滋賀県教育情報ネットワークシステム更改業務・保守運用業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成29年 5 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 業務名および数量 滋賀県教育情報ネットワークシステム更改業務・保守運用業務一式

(2) 業務の内容等 入札説明書別冊仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 賃貸借期間および保守運用業務期間 平成29年10月 1 日(日)から平成34年 9 月30日(金)まで

(4) 更改業務・保守運用業務場所 仕様書による

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(3) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 入札に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(5) 入札参加者に必要な資格等（平成29年滋賀県告示第75号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

ただし、この公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。

(6) 過去5年以内に国または地方公共団体と安全なネットワーク環境の提供を目的とした、利用者クライアント数5,000クライアント以上の情報ネットワークに係る構築および運用保守の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)

から(3)に示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書

なお、2(6)に掲げる資格を有することを証するために契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期限 平成29年6月13日(火)16時

(3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局高校教育課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県教育委員会事務局高校教育課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4570

(2) 契約条項を示す期間 平成29年5月17日(水)から平成29年6月26日(月)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の8時30分から17時15分まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札書事前提出の場合の受領期限 平成29年6月26日(月)16時

(6) 入札および開札の日時および場所 平成29年6月27日(火)10時 滋賀県大津合同庁舎6-A会議室

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、「4 入札執行の日時、場所等」の(1)に示す場所に、同(5)の受領期限までに、封印し、持参または郵送(書留郵便)により提出することができる。代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状を提出しなければならない(入札書と同封しないこと)。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 郵便による入札の可否 可

9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を受託できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

(3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(2) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(4) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Bidding item : Novation of Shiga prefecture educational information network, and its maintenance and operation
- (2) Deadline for tender : 10 a.m., June 27, 2017
- (3) For further information, contact : High School Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4570

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

平成 29 年 5 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 委託業務名および数量 滋賀県物品・役務電子調達システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 29 年 4 月 1 日 (土)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本電気株式会社滋賀支店 支店長 義村秀樹 〒520-0043 大津市中央三丁目 1 番 8 号
- 5 随意契約に係る契約金額 33,403,104 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

平成 29 年 5 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 借入物品名および数量 校務用端末、サーバ、ネットワーク機器、ライセンス等（一部に設定、搬入および設置作業を含む。） 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4518
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成 29 年 3 月 27 日 (月)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社 J E C C 営業本部長 村上春生 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額 201,570,000 円（消費税および地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成 29 年 2 月 15 日 (金)
- 8 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、長浜南部土地改良区の定款の変更は、平成 29 年 5 月 1 日に認可した。

平成 29 年 5 月 17 日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 中 川 義 雄

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、マキノ町西土地改良区から次のとおり役員が退任

および就任した旨の届出があった。

平成29年 5月17日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 柴 原 藤 善

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河 越 安 嗣	高島市マキノ町蛭口940番地
〃	三 田 村 寛 治	同 所1306番地
〃	野 崎 源 衛	同 市マキノ町石庭325番地
〃	藤 田 吉 次	同 市マキノ町蛭口838番地
〃	井 花 勝 行	同 所820番地
〃	久 保 井 正	同 市マキノ町寺久保490番地
〃	寺 田 三 千 雄	同 市マキノ町沢1305番地
〃	田 中 清 和	同 市マキノ町上開田144番地 2
〃	青 谷 保 治	同 市マキノ町牧野477番地
〃	黒 川 敏 雄	同 市マキノ町寺久保512番地
〃	野 崎 隆	同 市マキノ町石庭368番地
〃	青 谷 喜 代 一	同 市マキノ町牧野291番地 1
〃	岸 田 勉	同 市マキノ町寺久保267番地
〃	小 川 太 賀 司	同 市マキノ町森西110番地
〃	野 崎 巳 和	同 市マキノ町石庭320番地
監 事	青 谷 重 興	同 市マキノ町牧野762番地
〃	平 山 久 良	同 市マキノ町新保707番地
〃	杉 本 勤	同 市マキノ町蛭口1410番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河 越 安 嗣	高島市マキノ町蛭口940番地
〃	三 田 村 寛 治	同 所1306番地
〃	野 崎 源 衛	同 市マキノ町石庭325番地
〃	久 保 井 五 夫	同 市マキノ町寺久保278番地
〃	井 花 勝 行	同 市マキノ町蛭口820番地
〃	赤 崎 太 一 郎	同 所833番地 6
〃	久 保 井 正	同 市マキノ町寺久保490番地
〃	野 崎 米 蔵	同 市マキノ町石庭332番地
〃	寺 田 三 千 雄	同 市マキノ町沢1305番地
〃	田 中 健 吾	同 市マキノ町上開田112番地
〃	廣 井 喜 蔵	同 市マキノ町寺久保281番地
〃	青 谷 常 和	同 市マキノ町牧野523番地 3
〃	青 谷 喜 代 一	同 所291番地 1
〃	小 川 太 賀 司	同 市マキノ町森西110番地
〃	野 崎 巳 和	同 市マキノ町石庭320番地
監 事	青 谷 重 興	同 市マキノ町牧野762番地
〃	平 山 久 良	同 市マキノ町新保707番地
〃	杉 本 勤	同 市マキノ町蛭口1410番地

土 木 事 務 所 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2

項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成29年5月17日

滋賀県東近江土木事務所長 嶋 寺 源 一

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字安部居字荒堀451番地 広化東リフロア株式会社 代表取締役 天野宏文	蒲生郡日野町大字安部居字荒堀439番地1の一部、439番地3の一部	2774.87㎡	平成29.5.9	000520

教育委員会規則

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月17日

滋賀県教育委員会教育長 青 木 洋

滋賀県教育委員会規則第7号

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2長浜北星高等養護学校の項、甲南高等養護学校の項および愛知高等養護学校の項中「普通科」を「しごと総合科」に改める。

付 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 長浜北星高等養護学校高等部の普通科、甲南高等養護学校高等部の普通科および愛知高等養護学校高等部の普通科は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

病院事業庁公告

一般競争入札の公告

平成29年度における病院統合医療情報システムの調達契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

平成29年5月17日

滋賀県病院事業庁長 笹 田 昌 孝

1 入札に付する事項

- 購入物品名および数量 病院統合医療情報システム 一式
- 購入物品の特質等 入札説明書および仕様書による。
- 納入期限 平成29年12月31日まで
- 納入場所 滋賀県立成人病センター 守山市守山五丁目4番30号
滋賀県立小児保健医療センター 守山市守山五丁目7番30号
- 予定価格 925,925,000円（消費税および地方消費税は含まない。）
- 本入札は、入札書と併せて購入物品に係る提案書を受け、入札金額以外の評価項目と入札金額を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、単独企業、個人または本業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体であって、以下の要件を満たしていること。詳細は、入札説明書による。

- 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等（平成29年滋賀県告示第75号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続きに間に合わないことがある。
 - (5) 平成29年3月末までに500床以上の病院における電子カルテシステムを含む病院情報システムを調整し、稼働した実績を有すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)に示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 必要とする書類
 - ア 単独企業または個人の場合 入札参加資格確認申請書、電子カルテシステム調整・稼働実績調査書
 - イ 共同企業体の場合 入札参加資格確認申請書、共同企業体届出書、共同企業体協定書、委任状、電子カルテシステム調整・稼働実績調査書
 - (2) 提出期限 平成29年6月20日(火)17時
 - (3) 提出場所 滋賀県立成人病センター総務課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立成人病センター総務課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
 - (2) 契約条項を示す期間 平成29年5月17日(水)から平成29年6月27日(火)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から17時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会の日時および場所 平成29年5月22日(月)14時 滋賀県立成人病センター 東館1階講堂
 - (5) 入札書の受領期限 平成29年6月27日(火)17時 郵送による場合は、書留郵便により本受領期限までに必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。
 - (6) 開札の日時および場所 平成29年6月28日(水)10時 滋賀県立成人病センター 東館1階講堂
 - (7) 対面評価 平成29年6月29日(木)および6月30日(金)を予定。詳細な場所・時間などは連絡するので、該当入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
 - (8) 落札決定 平成29年7月上旬 (7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県病院事業会計規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号）および滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県病院事業会計規程第95条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した購入物品の納入を履行できると滋賀県病院事業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県病院事業会計規程の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した入

札参加者のうち、病院総合医療情報システム調達に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札金額による評価点を加算した評価点の最も高い者を落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年滋賀県告示第 80 号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : New ward network equipment for hospital unification medical information system, 1 Set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, June 27 2017
- (3) For further information, contact : Medical Information, Shiga Medical Center For Adults, 5 - 4 - 30 Moriyama, Moriyama-shi, Shiga 524 - 8524 Japan TEL 077 - 582 - 5031